

令和6年12月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	栄楽観光株式会社 (法人番号: 1030001072530) 代表者 高原 栄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050 (本社営業所) 埼玉県桶川市大字川田谷669-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月28日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 事業の休廃止の未届出(道路運送法第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)